

○いわき市計量検査等手数料条例

平成11年12月24日いわき市条例第33号

改正

平成31年3月29日いわき市条例第49号

いわき市計量検査等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）の規定により行う検査及び計量に関する証明について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定計量器定期検査手数料)

第2条 法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査については、1個につき、次の各号に掲げる特定計量器の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 非自動はかり 別表に掲げる区分に応じ同表に定める額

(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり 10円

(3) 皮革面積計 2,500円

(適正計量管理事業所検査手数料)

第3条 法第127条第3項の規定による適正計量管理事業所の検査については、1件につき、7,400円の手数料を徴収する。

(証明手数料)

第4条 定期検査済証明その他計量に関する証明については、1件につき、200円の手数料を徴収する。

(手数料の徴収時期)

第5条 第2条及び第3条の手数料は検査の際、前条の手数料は証明の際徴収する。ただし、第2条の手数料については、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の事情があると認めるときは、この条例に規定する手数料を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

区分		金額
検出部が電気式のもの又は 光電式のものであって、ひょう 量が１トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	1,800円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	2,200円
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100円
棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		250円
その他のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	900円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1,500円
	ひょう量が１トン以下のもの	2,100円
	ひょう量が２トン以下のもの	3,700円
	ひょう量が５トン以下のもの	6,900円
	ひょう量が10トン以下のもの	10,700円
	ひょう量が20トン以下のもの	15,000円
	ひょう量が30トン以下のもの	19,100円
	ひょう量が40トン以下のもの	21,600円
	ひょう量が50トン以下のもの	29,800円
	ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円

備考

- 1 最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１万分の１未満のものについては、この表に定める金額の５割の額を加算するものとする。
- 2 ２以上の目量を有するものについては、１を超えて目量が増すごとに、この表に定める金額の５割の額を加算するものとする。